

「第6次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）」
 に対する意見と市の見解について

No.	頁数	小項目等	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	28	3-1-(2)-① 生涯を通じた健康づくり	温泉宅配事業 高齢者や要介護者宅のみならず、「一般の希望者」への宅配拡大を検討されたい。	3-1-(2)-①において、「車の所有にかかわらず、自力で温泉施設に行くことができない高齢者等や要介護者宅への宅配を追加し、利用の促進に努めます。」と記載しており、対象者の拡大を図ります。
2	35	3-1-(3)-③ 集会奉仕活動の推進	シニアクラブ会員の減少防止並びに活性化に向けて指導者を公募により養成（講座開講）し、地域のシニアクラブ指導者として登録認定し、それらの人々が中心となって運営していく仕組みを作ってはどうか。	3-1-(3)-③において「シニアクラブの会員確保に向けた支援を行う」と記載しており、市と社会福祉協議会で連携し、指導者を育成する研修等を通して、会員の減少防止及び活性化に努めます。

3	83	4-2) -(5) 地域支援事業費見込額	「地域包括」の業務に人員補完並びに金銭的補完を考える必要あり。	<p>地域包括の業務の人員については人員基準を満たしております。</p> <p>地域包括支援センターの委託費は、地域支援事業費の包括的支援事業に位置付けられており、総給付費の2%以内とされています。金銭的補完について、委託事業の内容を見直し、対応していきます。</p>
4	39	3-2-(1)-③ 日常生活圏域	将来的に「第3中学校」が出来た時、その時期、圏域をどうするか検討課題。	<p>3-2-(1)-③に「国が示す生活圏域規模である2～3万人に1つを目安に設定しています。」と記載しています。本市の人口推計結果から第5期介護保険事業計画においても、現計画と同様に2圏域が妥当であると考えています。</p> <p>今計画期間中の平成25年4月に第3中学校が開校する予定であり、圏域については第6期介護保険事業計画において検討します。</p>

5	4 1	3-2-(2)-① 相談体制の強化	<p>苦情相談窓口の機能 ＝今後の対処に活かす手段として苦情受付に伴う情報の開示について検討されたい。</p>	<p>苦情受付に伴う情報の開示については長久手市情報公開条例に基づき、開示を行っております。3-2-(2)-①で「苦情相談の窓口の機能を強化し、関係機関と連携をとる。」と記載しています。今後も情報の開示に努めます。</p>
6	4 4	3-2-(2)-⑤ 日常生活への支援	<p>自立した生活への支援 独居高齢者、後期高齢者世帯を中心とする自立した生活支援の手段として、下記の支援サービスの早期導入を図るよう要請します。</p> <p>支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し支援 ・買物支援 ・通院支援 <p>※ボランティア、並びに有償(市による一部負担)でのサービス実施</p>	<p>介護認定非該当者でひとり暮らし高齢者又は後期高齢者世帯の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、買物、掃除（ゴミ出し含む）等の家事援助を行っております。</p> <p>3-2-(2)-⑤で「地域包括支援センターと連携を強化し、自立した生活への支援につながるよう改善を図っていく。」としており、今後も自立した生活への支援という目的意識の醸成に努めます。</p>
7	4 5	3-2-(3)-① 高齢者の暮らしを守る地域の活動	<p>食の自立支援事業 平日のみから「土・日・祝」まで拡充されることは趣旨からして大変評価できる。現行「昼のみ」を「夜」の配達を選択あるいは「昼と夜」の導入は可能か否か？</p>	<p>栄養管理及び安否確認の強化を目的としており、3-2-(3)-①で「宅配日を、平日のみから土・日・祝日まで順次拡充する。」と記載しております。</p> <p>夕食の宅配については第6次高齢者福祉計画の状況を踏まえ、第7次高齢者福祉計画以降の</p>

				計画の課題とします。
8	4 7	3-2-(3)-② 認知症対策の推進	<p>1 認知症の地域支援員の創設 ※認知症に限らず「災害時要援護者」の支援員と同一化させる。</p> <p>2 キャラバン・メイトの養成 ※県の養成研修は年1回と聞かすが、当市単独で実施できないか具体的に検討されたい。</p> <p>3 認知症サポーターの養成 ※累計による人員は当初予想より大幅に上回っているが、受講者によっては複数回受講し、オレンジリングを3個も4個も保持している者が居り。今後は実数把握のため、氏名の登録が必要と考えます。</p>	<p>1 認知症地域支援推進員の創設について、創設の時期及び配置方法については第5期介護保険事業計画画面期間中に検討をしていくことを追記します。 また、「災害時要援護者」の支援員と同一化させる」ことについては認知症地域支援推進員、災害時要援護者が別制度のものであり、目的が異なるため、同一化させることには問題点や課題もありますが、認知症地域支援推進委員を設置する際には連携できる体制を検討します。</p> <p>2 本市におけるキャラバン・メイトは現在15名ですが、今後も愛知県の養成研修を利用して実施します。</p> <p>3 認知症サポーターの養成に関して、積極的に受講者を拡大し、繰り返して受講していただき、スキルアップを図っていただくことも重要であると考えます。</p>
9	6 6	3-3-(1)-② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>市内の2事業所が実施予定と聞く。 ※手を挙げたからと言って「やらせてやる」式の考え方は不芳。市と連携を保ってこの事業を軌道に</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成23年度中にモデル事業を実施し、平成24年度にモデル事業の検証を行い、平成25年度中の事業実施を見込んでいます。市と事業所が連携</p>

			乗せるための方策を取ってほしい。	を図り、段階的に実施していきます。
10	69	3-3-(1)-② 小規模多機能型居宅介護	認知症出現率より勘案するに相当数潜在すると考えられるが、自宅で介護サービスに至っていない認知症高齢者の存在もみられるため、今後に向けて「小規模多機能型介護施設」の建設について検討されたい。	第5期介護保険事業計画の平成26年度における小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の延べ利用者は過去の利用実績、高齢者の伸び率から3-3-(1)-②に見込値として「小規模多機能型居宅介護269人、介護予防小規模多機能型居宅介護99人」と記載しています。第5期介護保険事業計画中は現在の小規模多機能型介護施設で対応可能であると考えます。
11	45	3-2-(3)-① 高齢者の暮らしを守る地域の活動	独居高齢者の動向を知る上で、新聞販売店の協力協定を結び、郵便物あるいは新聞等の滞留のある先の通報体制を整える手段を具体的に進めてはどうか。	3-2-(3)-①に記載していますとおり、独居高齢者の安否確認として、食の自立支援事業と緊急通報システム事業を実施しています。 なお、新聞等の滞留を確認した場合の通報体制の整備については、今後、新聞専売店と協議を進めていきます。